

久松潜一 監修

萬葉集講座 第五卷

作家と作品 I

有精堂

萬葉集講座 第五卷

作家と作品 I

昭和四十八年二月十日発行

監修者 久松 潜一
ひさ まつ せん いち

発行者 山崎 誠

印刷所 株式会社 文弘 社

東京都千代田区神田神保町一―三九

発行所 有精堂出版株式会社

電話〇三(二九)一五二―番

振替口座東京四〇六八四番

郵便番号 一〇一

◇乱丁・落丁はおとりかえいたしません。

3392—550815—8610

目次

磐姫皇后と雄略天皇	三谷栄一	一
舒明・齐明天皇	賀古明	二
中皇命	尾畑喜一郎	三
有間皇子	稲岡耕二	四
天智天皇と後宮の女たち	曾倉岑	五

額田王

青木生子

二三

天武天皇と皇子・皇女

扇畑忠雄

一七

大津皇子とその周辺

都倉義孝

一四

天智系の皇子たち

緒方惟章

一六

持統天皇

戸谷高明

二〇

柿本人麻呂の生涯

渡辺護

二七

柿本人麻呂の作品

阿蘇瑞枝

二九

柿本人麻呂歌集

渡瀬昌忠

二七

高市黒人

森朝男

三三

長意吉麻呂

藤田寛海

三六

但馬皇女と穗積皇子

川上富吉

三三

志貴皇子

大浜巖比古

三四

持統朝の無名歌人たち

水島義治

三五

磐姫皇后と雄略天皇

——卷一・卷二の巻頭歌の位相——

三 谷 栄 一

—

『万葉集』は今までも種々の立場からその成立が論じられて来た。その中でも卷一・二両巻は二つの巻に分離されながら雑歌・相聞・挽歌の三大部立によって統一されており、作品の時代も二十巻中最も古く、歌の格調も高く、両巻が相互に密接な関連をもつことは、既に先人によって説かれて来たところであるが、最近、伊藤博氏が更にこれを強力に新しい視点から発言され推進されているのである（『女帝と歌集——持統万葉から元明万葉へ——』『専大国文』一〇号）。それは、

(1) 両巻が共に、「——宮御宇天皇代」という標題によって分類されていること。

(2) その標題の三歌群とも、「藤原宮御宇天皇代」で終わっていること。

(3) 卷二相聞の部分に、古事記時代の歌を仰いでいる点は、卷一A群（A群というはその題詞に作歌年月を記することなく、また、歌の数を示すこともない。B群は、題詞に作歌年月を記したり、左注に作者名や歌数を示す場合が多い。）の構造を継承したものと見られる。

等のことから、卷一原形は、持統女帝の上皇時代（六七—七三）のおそらく晩年に、卷二の原形は、元明女帝の平城宮治世時代（七二—七五）、おそらくは、これも晩年か上皇時代（七二—七三）の初期に成ったもので、それぞれが両女帝の息のかかった歌集であって、卷一原形は、「持統万葉」、卷二原形は「元明万

葉」とでも称すべき歌集であると説かれたのは、私の主張している『古事記』を「後宮の文学」とみる説に深い関係をもち、本稿にも密接な関連をもつ、注目すべき発言であるといえる。

さて卷一の巻頭歌については、伊藤博氏は、「今」（卷一編纂時つまり藤原宮時代）に対する「古」（舒明以前）を代表する君主である雄略天皇の御製として伝承される歌で、宮廷の歌集として『万葉集』の巻頭を飾るのにふさわしいものであったといわれている。そしてそのあとに「今」の代表として舒明天皇の「大和には群山あれど」の長歌が続くのであると説くのは、既に私も『日本文学の民俗学的研究』第三章国見と文学成立の基盤」（昭和三十五年刊）で述べており全く異存はない。ただし、なぜ雄略を「古」を代表とする君主としたのか、卷二の巻頭に仁徳后ももってくるならば、仁徳帝でも、あるいは応神帝でも、他の帝でもよかった筈ではないか。その辺の追求がまだ十分とはいえないように思われる。

雄略天皇の御歌を巻頭に据えるのは巻一だけでなく、巻九においても同様である。巻九も雑歌・相聞・挽歌の三部立によっており、その巻頭歌は

雑歌

泊瀬の朝倉の宮に天の下知らしめしし大泊瀬幼武の天皇（雄略）の御製の歌一首

暮されば小椋の山に臥す鹿の今夜は鳴かず寝ねにけらしも（二六六四）

右は、或る本に云ふ、岡本の天皇の御製といへり。正しく指すことを審にせず。因りて累ね載す。とあり、続いて第二・三首目には、

岡本の宮に天の下知らしめしし天皇（舒明）の紀伊国に幸しし時の歌二首

妹がためわれ玉拾ふ沖辺なる玉寄せ持ち来沖つ白浪（二六六五）

朝霧に濡れにし衣干さずして独や君が山路越ゆらむ（二六六六）

右の二首は作者いまだ詳ならず。

という舒明天皇期の歌が二首並んで、それ以下は藤原宮以後の作品と目されるものばかりである。なぜかここにも雄略天皇を巻頭に据え、次いで舒明期というパターンを襲っているのである。殊に雄略天皇御製については左注で、

右は、或る本に云ふ、岡本の天皇（舒明）の御製といへり。正しく指すことを審にせず。因りて累ね載す。と注記してあるように、巻八「秋の雑歌」の部立の冒頭には、

岡本の天皇の御製の歌一首

夕されば小倉の山に鳴く鹿は今夜は鳴かず寝宿にけらしも（二五二）

と、第三句に「臥す鹿の」が「鳴く鹿は」という小異はあるが同一歌が掲載されている。巻九に「或る本」というのが、巻八の資料となったものを指すことは明らかである。作者に両伝のあることは、この歌が口誦されて来たからであろうが、巻八に舒明天皇御製として掲げて、なぜ、すぐあとの巻九の冒頭に、更に改めて雄略天皇御製として掲載しなければならなかったのか。これによってみると、巻九編纂においても、巻一同様に「今」の舒明の御製の前に、「古」の雄略天皇御製を巻頭に据えようという構成意識が強く働いていたことを示す。この思潮が後述のように、『日本霊異記』の冒頭を「古」の代表である雄略天皇説話によって飾るといふパターンをも確立せしめていたのではあるまいか。

さて、『万葉集』巻一、巻頭歌の雄略天皇御製というのは、いうまでもなく、

籠もよ み籠持ち ふくしもよ みぶくし持ち この岡に 菜摘ます児 家聞かな 名告らさ
ね そらみつ 大和の国は おしなべて 我こそ居れ しきなべて 我こそ坐せ 我こそは
告らめ 家をも名をも

である。「名告らさね」までが乙女に対する求婚歌であつて、それは『万葉集』巻九に見える丹比真人の、
難波潟潮干に出でて玉藻刈海人未通女ら汝が名告らさね (二七二六)

と全く同じ発想形式といつてよい。従つてこの歌が天皇御製という伝誦となつてゐるのは「そらみつ大和の国は」以下に見える統治者としての發言にあるとみてよい。

その冒頭の「そらみつ」という語はいうまでもなく、大和にかかる枕詞である。大和にかかる枕詞には、『古事記』仁徳天皇に見える「……あをによし 那良を過ぎ をだて 大和を過ぎ……」の「をだて」が最も古く、狭義のヤマト地方を冠していたらしいが、万葉時代ではヤマトを冠する枕詞として集中には「しきしまの」が六首、「あきづしま」が五首、「そらみつ」「そらにみつ」で六首が見える。「そらみつ」の使用年代のはっきりしているのは、「天平五年入唐使に贈る歌一首」として、「そらみつ大和の国 あをによし 平城の都ゆ……」の中に見えていて比較的新しさを思わせるが、その語の起源説話は『日本書紀』神武紀の終り近く三十一年四月の条に、国讚め説話が一括されて記載している中に、饒速日命、天磐船に乗りて、太虚を翔行きて、是の郷を睨りて降りたまふに及至りて、故、因りて目けて「虚空見つ日本の国」と曰ふ。

として見えるのであるが、その国土讚美の説話群を記載する冒頭には、勿論神武天皇が南葛城郡の腋上わきがみの曠間丘はまに登りまして、国の状を廻らし望んで、

「妍哉乎、国を獲つること。内木綿の真疋まきき国と雖も、蜻蛉の臂うで帖とめの如くにあるかな」とのたまふ。是に由りて、始めて秋津洲の号有り。

という国号起源説話が掲げられているが、一括して国土讚美説話を述べる中に、このヤマトの枕詞に係ある「ソラミツ」と「アキジシマ」との名称起源が説かれているのである。

ところで『古事記』の上巻で伊耶那岐の命と伊耶那美の命とが島々を生ませられた条に、

次到大倭豊秋津島を生みましき。亦の名は天御虚空豊秋津根別と謂ふ。

と見え、『日本書紀』巻一の同じところでは、

迺^{すなは}大日本豊秋津洲^{おほやまととよあきつ}を生みたまふ。

とあるが、アキヅに冠する「豊」は所謂美辞といわれる褒め言葉であるが、ここで注目されることは、国号としてのアキヅ島の褒め言葉には、更にその上に「大倭」とか「天御虚空」とかが同一の意で冠していることである。この「天つ御虚空」という語が「虚空みつ」という語を生成したと思われるのであって、「豊秋津島」という語の成立とも決して無関係ではあるまい。この場合のアキヅシマは明らかに大和国一円を指示するのではなく、日本国の意であるが、ここに記紀共に「豊」という語を冠している。国号と天皇和風諡号の命名とはその時代的趣向を反映していると思われるが、歴代天皇の和風諡号のうち、「豊」を冠するのは実に用明天皇以後ということである。

三一 用明 橘豊日^{（皇子の姫戸皇子は一名、豊耳聰聖）}

三三 推古 豊御食炊屋姫^{（とよみけかしきや）}

三五 皇極 天豊財重日足姫^{（あめとよたからいかなしむひたらしひめ）}

三六 孝德 天万豊日^{（あめよろづとよひ）}

四二 文武 倭根子豊祖父^{（統紀では「天之真宗豊祖父」）}

四三 元明 日本根子天津御代豊国成姫

四五 聖武 天璽国押開豊桜彦

のように用明帝以後であって、これらの事実からみて「豊秋津島」という国名の成立もおのずと推察出

来るし、それを冠す「天御虚空」も「大倭」も、共に文武帝の諡号「倭根子豊祖父」といい「天之真宗豊祖父」と称するのと無関係ではない。時代的趣向を示すこの語や諸家に説かれているように神武説話の新しさを考えると、「そらみつ」の枕詞の成立も、それほど古い時代ではない。従ってその枕詞をもつ『万葉集』巻頭第一の歌は雄略天皇御製とはどうしても思われないのである。

さてアキツシマという名称起源は、前記のように、『日本書紀』神武天皇やイサナギという肇国の人物にまつわっていると同時に、記・紀ともに所謂万葉の「古」の雄略天皇の条に歌謡を伴って伝えられている。天皇が吉野の阿岐豆野に行幸し獵をされた時、蛇が腕にくいついたのを、そこへ蜻蛉が飛んで来て啗ってくれたとして、大和国を蜻蛉島という由来を説いたもので、『古事記』では「是に御歌を作りたまへる其の歌は」として、

み吉野の 小牟漏が岳に 獸伏すと 誰ぞ大前に申す やすみしし わが大君の 猪鹿待つと 呉床に
い坐し 白袴の 袖着具ふ 手肘に 蛇懸き着き その蛇を 蜻蛉早啗ひ かくの如 名に負はむと
そらみつ 大和国を 蜻蛉島とふ

故、其の時よりぞ、其の野を阿岐豆野とは謂ひける。

とある。『古事記』ではこのように天皇の徳を讀える頌歌を、直ちに天皇の御製としており、国名の由来としているのは、次の地の文の「故、其の時よりその野を阿岐豆野」という蜻蛉野地名起源と矛盾し飛躍的な解釈である。『日本書紀』にもこの歌が見えるが、

三年秋八月辛卯の朔戊申に吉野宮に行幸す。……庚戌に河上の小野に幸す。……是に、蜻蛉忽然に飛び来て、蛇を嚙ひて將て去ぬ。天皇、厥の心有ることを嘉したまひ、群臣に詔して曰はく、「朕が為に蜻蛉を讀めて歌賦せよ」とのたまふ。群臣、能く敢へて賦む者莫し。天皇、乃ち口号して曰はく、

倭の 峰群の嶺に 猪鹿伏すと 誰かこの事 大前に奉す「大前に奉す」といふを以て、大君は 其を聞かし

因りて蜻蛉あきつを讃めて、この地に名づけて蜻蛉あきつの野とせり。

となつていて、帝徳を讃美した歌となつており、原の歌を想わせる。天皇が鹿猪を狩らうと待つてゐるところに蜻蛉までが奉仕する意で、「昆^はふ虫も大君に奉^{まつ}らふ」という句からも窺え、『万葉集』巻一に見える持統天皇が吉野の離宮に行幸された折に、柿本人麻呂が、吉野の勝景を借りて帝徳を讃美して詠んだ、
やすみしし わが大王^{おほきみ} 神ながら 神さびせすと 吉野川 激^{たぎ}つ河内に 高殿^{たかどの}を 高知^{たかし}りまし
て 登り立ち 国^せ見を為せば 豊はる 青垣山 山神の 奉る御調^{みつき}と 春べは 花かざし持ち
秋立てば 黄葉かざせり 逝^ゆき副^そふ 川の神も 大御食^{みけ}に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鵜川^{うがは}を立
ち 下つ瀬に 小網^こさし渡す 山川も 依りて仕ふる 神の御代かも 三〇

という長歌でも、山々を支配する山の神は、春は桜花、秋は黄葉で周囲の山を美しく飾り立て、川の神は上流でも下流でも魚を獲させて帝の御食膳を豊かにするように、神々が相寄つて天皇に奉仕するといふ帝徳の宏大を歌いあげており、最後を「山川も 寄りて奉れる 神の御代かも」と結んでまさに「明^{あき}つ神」と讃えていて、国つ神が天つ神の御子孫に奉仕するという記紀神話体系の裏面が、この柿本人麻呂の歌を通じて考えられるのである。雄略帝の歌の「昆^はふ虫も 大君に奉らふ」という思想の根底には、この帝徳讃嘆の響があり、山の神も川の神もという国つ神から昆虫に至るまで帝徳を讃え奉仕申上げるという、「天帝」と同義で北極星の神格の別称であるといわれる「天皇」の名称が、大和政権の「大王」の新しい称号として採用された背景と無関係ではない。

「天皇」という語が權威の象徴として確立するのは、この文字の初見である欽明朝でもなく、推古朝でもなく、壬申の乱の平定の後、の歌として有名な、「現人神」ともひとしく讚美する、

おほきみは
おほきみは
皇神者神にし坐せば赤駒の匍匐ふ田るを京都となしつ (卷十九、四二六〇)

大王者神にし坐せば水鳥のすだく水沼を皇都となしつ (同、四二六二)

の二首が伝えられる時期であろうといわれている。この天皇の權威の裏付けとして帝徳讚美の思想が生まれ、国つ神から虫けらまでが天皇に奉仕する説話や思考を生成したのではあるまいか。

「オホキミは神にし坐せば」という現人神思想は、『日本書紀』孝德天皇大化元年七月の条で、高麗と百濟との使者に向つて「明神御宇日本天皇」といい、国民に向つては、「明神御宇日本根子天皇」

(大化二年二月)とか、「現為明神御八嶋天皇」(大化二年三月)と称されて詔して、現実に生きている

神として国民に臨まれる天皇という思想は、大化改新から高まって来たらしいが、公式として『令義解』

の詔書式に、「明神御宇日本天皇詔旨謂以大事宣於蕃國使臣之辭也」「明神御宇天皇詔旨謂以次第宣於蕃國使臣之辭也」と見えたり、「明神

御三八大洲二天皇詔旨謂用之於朝廷大事之辭、即立皇后、皇太子、及元日受朝賀之類也」と規定しているから、大化(六四六)時代の称呼は、文武天

皇の大宝令(六四六)の知識人によって、『日本書紀』は書き表わした公算が強く、『日本書紀』天武天皇十二

年正月、国民に下された詔書の中に「明神御三八大洲二日本根子天皇」という語が見えるあたりが、「オホ

キミは神にし坐せば」の前記二首と合せ考えて、「アキツカミ」思想の確立した時代とみてよいのでは

なからうか。そして神武天皇や雄略天皇にまつわる蜻蛉説話も、実にこの「アキツ神」思想と関連があ

るのではあるまいか。

アキツは蜻蛉の方言として現代でも辺陲の地にアキツ、アケツとツの濁音のまま残っており、アキツシマも『書紀』に秋津洲、秋津島、秋津と表記され、『万葉』には蜻蛉と見え、字音仮名の例は「安吉豆

之万」(四四六五)とあり、『書紀』でも歌謡に「阿耆豆辞莽」、「姁岐豆斯麻」とあって、「豆」は濁音「ツ」であるから、アキヅシマが一般であったと思われる。「明」も『万葉』に安伎良氣伎(四四六六)で「伎」「吉」「岐」「耆」はすべて甲音「キ」であるから、明神に蜻蛉島(秋津島)は類推し得たものではあるまいか。

さて右の記紀に見える雄略天皇にまつわるアケヅの歌謡は共に吉野の阿岐豆野(紀では蜻蛉野)の地名起源を説く説話となっている。秋津野という地は天武・持統天皇方のしばしば行幸された吉野離宮の附近であつたことが、『万葉集』巻一に「吉野宮に幸せし時、柿本朝臣人麿の作」という詞書をもつ長歌に、

八隅知し 吾大王の 聞し食す 天の下に 国はしも さはに有れども 山川の 清き河内と
御心を 吉野の国の、花散らふ 秋津の野辺に 宮柱 太敷き坐せば、百敷の 大宮人は 船
並めて 旦川渡り 舟競ひ 夕河渡る 此の川の 絶ゆる事なく 此の山の 弥高からし 珠
水激 滝の宮こそ 見れど飽かぬかも (三六)

と歌われていることによつて明らかであり、その他にも「三芳野の蜻蛉乃宮」(笠金村)、「三吉野の秋津の川」(九一)とか「三吉野の蜻蛉の小野」(三〇六五)などという語を詠み込んだのが多く見えている。

それにしても、秋津野の離宮を利用された天皇は、右の柿本人麻呂の歌によつて持統天皇の行幸のことを指し、九〇七番の笠金村のは元正天皇の行幸の折である。『日本書紀』によると、吉野に行幸した天皇には、応神天皇と雄略天皇とがあり、応神天皇のは吉野の国標にまつわる説話としてであり、雄略天皇のは前記アキヅにまつわる説話と天皇二年十月の行幸とで、後述の穴人部を設置する起源説話となっているが、『古事記』には全く見えない。

それにしても応神天皇や雄略天皇の吉野行幸が史実とは思われないが、斉明天皇二年の条に、「是歳飛鳥の岡に更に更に宮地を定む。……号けて後の飛鳥岡本宮と曰ふ。……亦は天宮と曰ふ。……又、吉野宮

を作る」とあるのは史実としてみてよい記録であり、皇居を「天つ宮」といい、吉野に離宮を作るとい
 うのは明つ神信仰と吉野のアキツ野とを結びつける基因を示す記録といえるのではなからうか。しかし
 吉野行幸が明瞭に行われるようになったのは天武・持統以後であることは間違いない。殊に持統天皇は
 在位中、朱鳥三年以後讓位の十一年まで連続三十一回、文武も一応これにならうが、元明は一度もな
 く、元正は一度のみで、聖武は即位直後早速行幸され、『万葉集』によれば翌年の神龜二年にも続いて行幸
 されている。そしてそこが蜻蛉野にある離宮であつたことは言うまでもない。しかもこれらの行幸には
 莊麗な儀礼歌が残されていて、単なる遊山のためとは言ひ切れないものがある。それについて大浜巖比
 古氏は、吉野に冠する接頭語の「み」の表記のなかで、見のつくのはいずれもミヨシノに集中し、また
 天武天皇の「よき人のよしとよく見て、よしと言ひしよしのよく見、よき人よく見つ」の歌に「見る」を
 強調していることから、見ることによつて「たま」を更に強力にふりつけることであり、単なるごろ
 合せのざれ歌ではなく、口による呪力に満ちた源初的な「たまふり」と指摘されたが全く同感である
 （「持統天皇はなぜ吉野へ行ったか」へ『解釈と鑑賞』昭和四四・二二）。同時に「見る」には、「知る」「食べる」と同様
 に、「占有する」、「統治する」意があるから、前記のように、国見の行事が行われるのであり、その点
 で延喜式神名帳の吉野郡の大社が、

吉野水分神社 大。月次・新嘗

吉野山口神社 大。月次・新嘗

大名持神社 名神大。月次・新嘗

丹生川上神社 名神大。月次・新嘗

金峯神社 名神大。月次・相嘗・新嘗

の順で記載され、第三位に官社に列した大名持神社のことが特に注目される。恐らく水分・山口の両社に

ついで創建されたものと思われるのだが、貞觀元年己卯に、吉野水分神は従五位下から正五位下に、山口神も従五位下から従五位上に、丹生川上神は正四位下から従三位に、金峯神は従三位勲八等から正三位を授けられているのに対し、大名持神は従一位から正一位を授けられていて、位階からみて創建当時から「大和なす大物主」と大名持神とが習合した思想に基づいて、この地方を固めなすようにと、手厚い朝廷の尊崇を受けていた神であることがわかる。恐らく天武・持統の勸請に基づいたものであり、吉野離宮の北西、妹背山に祭られ、吉野の国家安全、国土豊饒を祈る「たまふり」「国見」がこの神に向って行われたのではあるまいか。それにしてもその聖地にまつわる説話に、なぜ雄略天皇に蜻蛉野説話が登場しなければならぬのであろうか。

ところで雄略天皇の今一つの吉野行幸は、『日本書紀』天皇二年十月の条に見えて、穴人部を置く起源説話にまつわっているのであるが、『古事記』には見えない。筋書は、大いに狼を獲て、天皇は、群臣に狼場の楽しみは料理人に作らせるのと自分で作るのとどちらがよいかと下問されたが、群臣が答えられなかったので、激怒した天皇は、刀を抜いて従者の一人を斬殺されたので、皆振い怖じた。皇后が聞かれて天皇をなだめられ、膳臣長野に料理させましようとして申上げた。天皇は、『貴、心を相知る』^{たふと知り}というのはこのことかと悦ばれ、以来穴人部が設置されたというのである。怒れる天皇の御心を皇后が和められて事なきを得たという話型である。

このパターンと全く類似した雄略説話が葛城山における狩狼にも見えている。同じく『日本書紀』五年二月、雄略天皇が葛城山で狩狼された折、突然追われて暴走して来た猪に狩人達は怖れて逃げて樹の上に登った。時に天皇は側近の舍人に「猪を射殺せ」と命じたが、懦弱で樹に逃げ登って失色した。怒った猪は天皇を襲いかかったが、天皇はこれを弓で刺し止め、足で踏み殺した。狼のあとで、天皇は臆